

令和8年第2回議会臨時会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第2回臨時会
2	開会	令和8年5月7日
3	閉会	令和8年5月7日
4	会期	1日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席11名 欠席 0名
6	議案件数	6件（うち議員提出 0件）
7	議決の状況	(1)原案承認 3件 (2)原案可決 3件
8	その他	傍聴者 1名
9	会議録の写し	別紙のとおり添付
10	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和8年 第2回南幌町議会臨時会 会議録

令和8年 5月 7日 (木)

午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	湯 本 要	2番	西 股 裕 司
3番	星 真 希	4番	熊 木 惠 子
5番	佐 藤 妙 子	6番	細 川 美喜男
7番	加 藤 真 悟	8番	石 川 康 弘
9番	高 橋 修 平	10番	家 塚 雅 人
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

8番	石 川 康 弘	9番	高 橋 修 平
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	藤 田 雅 章	議事係長	富 木 孝 郎
------	---------	------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	西 田 篤 人
監 査 委 員	白 倉 敏 美		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	岩 本 聖
まちづくり課長	斉 藤 隆	住 民 課 長	鈴 木 潤 也
税 務 課 長	砂 田 隆 樹	保 健 福 祉 課 長	笠 原 大 介
保 健 福 祉 課 参 事	蛭 沢 千 晴	産 業 振 興 課 長	渡 辺 広 貴
都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規	会 計 管 理 者	池 畑 憲 一
病 院 事 務 長	桂 満 晴		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	渡 部 浩 二
--------	---------

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長 (総務課長)	岩 本 聖
------------	-------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 岩 本 聖

10. 農業委員長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 山 本 篤

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって召集されました令和8年第2回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

8番 石川 康弘議員、9番 高橋 修平議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、5月7日、本日1日限りとしたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は5月7日、本日1日限りと決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、お手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和8年2月分及び3月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

●日程4 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度南幌町一般会計補正予算(第8号))を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第20号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和7年度南幌町一般会計補正予算(第8号)であり、歳出では、ふるさと応援寄附事業、町道除排雪事業等に係る経費の減額、歳入では、町税、地方消費税交付金、地方交付税等の最終確定に伴う精査が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,080万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,993万8,000円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。副町長。

副 町 長

それでは、議案第20号 専決処分書 令和7年度南幌町一般会計補正予算(第8号)の説明を行います。

初めに、歳出から説明いたします。予算書14ページを御覧ください。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額8,881万5,000円の追加です。財産管理経費で、財政調整基金積立金1億680万7,000円の追加、南幌温泉ハート&ハート基金積立金261万7,000円の追加、ふるさと応援基金積立金2,066万9,000円の減額、森林環境譲与税基金積立金6万円を追加するものです。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に、4款衛生費1項2目予防費、補正額414万円の減額です。次ページにかけて、成人保健事業で各種検診事業の確定による精査、感染症予防事業で各種予防接種経費の確定により精査するものです。

次に、6款商工費1項1目商工振興費、補正額781万円の減額です。ふるさと応援寄附事業で、ふるさと応援寄附金額の確定により関連する経費を精査するものです。なお、お手元に令和7年度のふるさと応援寄附金実績資料をお配りしております。寄附金実績は、13,116件、1億7,933万600円となります。

次に、7款土木費2項2目道路維持費、補正額4,450万7,000円の減額です。次ページにかけて、町道除排雪事業で事業費の確定により精査するものです。なお、令和7年度除排雪業務の実績資料をお配りしておりますので、参考としてください。

次に、9款教育費1項3目教育振興費、補正額155万5,000円の減額です。高等学校等通学費補助事業で、事業費の確定により精査するもので、152名に対し補助金を交付しております。

次に、歳入の説明を行います。予算書9ページを御覧ください。

1款町税1項2目法人、補正額684万円の追加です。

4項1目町たばこ税、補正額115万5,000円の減額です。

5項1目入湯税、補正額261万6,000円の追加です。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税、補正額177万2,000円の減額です。次ページにまいります。

3項1目森林環境譲与税、補正額6万円の追加です。

3款利子割交付金1項1目利子割交付金、補正額111万7,000円の追加です。

4款配当割交付金1項1目配当割交付金、補正額119万8,000円の追加です。

5款株式等譲渡所得割交付金1項1目株式等譲渡所得割交付金、補正額498万2,000円の追加です。次ページにまいります。

6款法人事業税交付金1項1目法人事業税交付金、補正額135万4,000円の追加です。

7款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金、補正額2,552万2,000円の追加です。

8款ゴルフ場利用税交付金1項1目ゴルフ場利用税交付金、補正額139万3,000円の追加です。

9款環境性能割交付金1項1目環境性能割交付金、補正額146万

9, 000円の追加です。次ページにまいります。

10款地方特例交付金2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、補正額4万5,000円の追加です。

11款地方交付税1項1目地方交付税、補正額1,311万4,000円の追加です。特別交付税の確定によるもので、これにより令和7年度の特別交付税の交付額は、4億4,311万4,000円となります。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金、補正額508万4,000円の減額です。

4目土木費国庫補助金、補正額2,544万6,000円の追加です。1節道路橋梁費国庫補助金、444万6,000円の追加、4節臨時道路除排雪事業費補助金、2,100万円の追加です。それぞれ補助金の確定によるものです。次ページにまいります。

18款寄附金1項3目ふるさと応援寄附金、補正額2,067万円の減額です。令和7年度ふるさと応援寄附金の確定によるものです。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額2,417万2,000円の減額です。財源調整を行うものです。これにより、令和7年度末基金残高は、10億4,450万8,522円となります。

5目ふるさと応援基金繰入金、補正額150万円の減額です。財源調整を行うものです。これにより、令和7年度末基金残高は、2億5,175万4,295円となります。

以上、歳入歳出それぞれ3,080万3,000円を追加し、補正後の総額を80億1,993万8,000円とするものです。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度南幌町一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程5 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第21号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の改正に伴い、町税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものです。

議 長
税務課長

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。税務課長。

それでは、議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）制定について御説明いたします。

地方税法等を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日施行に伴い、町税条例の一部を改正する条例を3月31日専決処分として公布したところであり、本日の議会で報告し、承認を求めます。

改正の主な内容は、関係法令の改正に伴う条文規定の整備です。

それでは、別途配付いたしました議案第21号資料 新旧対照表で御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、下線の箇所が改正部分です。

第18条の3は、納税証明事項に関する規定で、法律の改正に伴う改正で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税に改めるものです。

次に、1ページ中段から2ページ中段にかけて、第19条は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金に関する規定で、法律の改正に伴う改正で、引用条項の整理です。

次に、2ページ中段、第33条は、所得割の課税標準に関する規定で、法律の改正に伴う改正で、特定大口株主配当等の特定配当等への追加に伴う引用条項の整理です。

次に、2ページ下段から3ページ上段、第80条は、軽自動車税の納税義務者等に関する規定で、法律の改正に伴う改正で、軽自動車税環境性能割廃止に伴い、第1項の条文を改め、第2項の削除、第3項は条文を整理し、第2項とするものです。

次に、3ページ中段から4ページ上段にかけて、第81条は、軽自動車税のみならず課税の規定で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、第1項、第2項は条文を改め、第3項、第4項を削除するものです。

次に、4ページ上段から5ページ中段にかけ、第81条の3、環境性能割の課税標準の規定から第81条の8、環境性能割の減免規定まで、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い条項の削除をするものです。

次に、5ページ中段、第82条から8ページ中段第90条までは、法律の改正に伴う改正で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、見出しの種別割を軽自動車税の規定に改め、条文を整理するものです。

次に、8ページ下段から9ページ上段、第91条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等の規定で、法律の改正に伴う改正で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税に改め、引用条項を整理するものです。

次に、9ページ中段から10ページ中段、制定附則 第7条の3は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定で、法律の改正に伴い削除し、第7条の3の2を第7条の3とし、見出しを個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除とし、法の改正に伴い条文を整備するものです。

次に、10ページ下段から11ページ中段、第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定で法律改正に伴う特例期限の延長及び引用条項を整備するものです。

次に、11ページ中段、第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定で、法律の改正に伴い割合を3分の2から2分の1に改正し、引用条項を整理するものです。

次に、11ページ下段から14ページ中段、第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定で、法律改正に伴い所用の整備、引用条項の整備をするものです。

次に、14ページ下段、第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例から17ページ上段、第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定までは、法律の改正に伴う軽自動車税環境性能割廃止に伴い削除するものです。

次に、17ページ中段から18ページ中段、第16条は、法律の改正に伴う軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、見出しの種別割を軽自動車税に改め、第1項は、引用条項の整理、第2項は、対象期間を令和4年4月1日から令和8年3月31日までを令和7年4月1日から令和10年3月31日までに、第3項は、対象期間を令和4年4月1日を令和7年4月1日に改め、引用条項を整理し、第4項を削除するものです。

次に、18ページ中段から19ページ中段、第16条の2は法律の改正に伴う軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、見出し及び条文中の種別割の削除、引用条項を整理するものです。

次に、19ページ中段、第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、第3項第2号から20ページ中段、第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、第3項第2号までは、法律の改正に伴い引用条項を整備するものです。

次に、20ページ下段から21ページ上段、第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定で、第3項第2号で、法律の改正に伴う引用条項の整理をするものです。

次に、21ページ中段から22ページ上段、第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定で、法律の改正に伴い適用年限を令和8年度から令和11年度に延長するものです。

次に、22ページ中段、第18条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、第5項第2号から26ページ第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第5項第2号までは、法律の改正に伴い引用条項を整理するものです。

次に、27ページ、改正附則第1条は、施行期日を規定するものです。

第2条は、固定資産税に関する経過措置、第3条は軽自動車税に関する経過措置を規定するものです。

次に、28ページ、附則 第4条による改正で、第5条は、軽自動車税に関する経過措置の規定で軽自動車税環境性能割廃止に伴い、種別割を削除するものです。

以上で、議案第21号 町税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終了いたします。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第21号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程6 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第22号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の改正に伴い、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第22号 専決処分書 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

本条例の制定につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定を3月31日に専決処分し、公布したところであり、本議会臨時会において報告し、承認を求めるものです。

初めに、改正の概要について申し上げます。

1点目は、国民健康保険税課税限度額の見直しでございます。国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中間所得層に配慮した保険税とするため、医療分である基礎課税分の課税限度額を1万円引き上げて、後期高齢者支援金分及び介護納付金分との合計の上限額総額を、現行109万円から110万円に改正するものでございます。

2点目は、国民健康保険税の軽減判定所得基準の改正でございます。国民健康保険制度では、一定の所得以下であると、均等割と平等

割について、7割、5割、2割の軽減措置が受けられますが、このたびの改正では、5割軽減と2割軽減の基準を改め、低所得者のより幅広い層が軽減対象となるよう改正するものでございます。

それでは、別途配付しております議案第22号資料 新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

第2条第2項については、基礎課税分の限度額を66万円から1万円引き上げ、67万円に改めるものです。

次に、第26条第1項については、第2条の限度額の改正に伴い改めるものです。

次に、第2号については、5割軽減基準の規定で、次ページにかかまして、5割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を、現行30万5,000円から31万円に引き上げるものでございます。

次に、第3号については、2割軽減基準の規定で、2割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を、現行56万円から57万円に引き上げるものでございます。

次に、同条第3項については、出産に伴う負担軽減の規定で、法律の引用条項の整理を行うものがございます。次ページにまいります。

第4項については、子ども・子育て支援納付金課税額における18歳未満被保険者に係る均等割額の減額に係る規定で、文言を整理するものでございます。

附則として、第1項については、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第2項については、国民健康保険税条例の経過措置を規定するものでございます。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第22号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程7 議案第23号 工事請負契約について(準工業用地等整備工事(第1工区))を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第23号 工事請負契約につきましては、準工業用地等整備工事第1工区にあたり、過日入札を執行

したところですが。

契約の内容につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、議案第23号 工事請負契約につきまして御説明を申し上げます。

1 契約の目的、準工業用地等整備工事第1工区。工事の主な内容につきましては、準工業用地等整備工事のうち、東側区画内道路の舗装工事を行うものです。

2 契約の方法、指名競争入札。

3 契約金額、1億2,969万円、内消費税及び地方消費税の額1,179万円。本件につきましては、去る4月24日、指名5社による入札を執行しております。なお、落札率は99.2%でございます。

4 契約の相手方、玉川・土井総業・大同舗道特定建設工事共同企業体。代表者、恵庭市相生町4丁目6番30号、株式会社玉川組 代表取締役社長 玉川 裕一。構成員、空知郡南幌町南11線西6番地、株式会社土井総業 代表取締役 土井 義博。構成員、札幌市中央区北2条東17丁目2番地、大同舗道株式会社 代表取締役社長 金子立一。

参考としまして、工期は、契約締結日より令和8年9月18日までとしております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第23号 工事請負契約について(準工業用地等整備工事(第1工区))は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程8 議案第24号 工事請負契約について(準工業用地等整備工事(第2工区))を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第24号 工事請負契約につきましては、準工業用地等整備工事第2工区にあたり、過日入札を執行したところですが。

契約の内容につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長

それでは、議案第24号 工事請負契約につきまして御説明を申し上げます。

1 契約の目的、準工業用地等整備工事第2工区。工事の主な内容につきましては、準工業用地等整備工事のうち、西側区画内道路の舗装工事を行うものです。

2 契約の方法、指名競争入札。

3 契約金額、1億7,820万円、内消費税及び地方消費税の額1,620万円。本件につきましては、去る4月24日、指名5社による入札を執行しております。なお、落札率は98.27%でございます。

4 契約の相手方、草野・南幌土建・共立道路特定建設工事共同企業体。代表者、江別市上江別西町16番地、草野作工株式会社 代表取締役 草野 貴友。構成員、空知郡南幌町元町1丁目4番5号、株式会社南幌土建 代表取締役 峰尾 義明。構成員、夕張郡栗山町字大井分326番地、共立道路株式会社 代表取締役 鶴川 昌久。

参考としまして、工期は、契約締結日より令和8年9月18日までとしています。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第24号 工事請負契約について(準工業用地等整備工事(第2工区))は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程9 議案第25号 財産の取得について(学校情報機器更新)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第25号 財産の取得につきましては、学校情報機器の更新にあたり、過日入札を執行したところで

す。契約の内容につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第25号 財産の取得について説明いたします。次ページを御覧願います。

1 取得の目的、学校情報機器更新。

2 取得する財産、名称、校務用コンピュータ備品。数量、一式。

3 取得の方法、指名競争入札。

4 契約金額、3, 771万200円、内消費税及び地方消費税の額342万8, 200円。本件につきましては、小中学校におけるICT教育の充実と円滑な運用を図るため、校務用コンピュータの更新を行うもので、去る4月24日に指名5社による競争入札を執行しております。なお、落札率は64.13%でございます。

5 契約の相手方、札幌市中央区北1条東2丁目5番2号、富士電機ITソリューション株式会社北海道支店 支店長 小松 俊也。

参考としまして、納期は、契約締結日より令和9年3月31日までとしています。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第25号 財産の取得について(学校情報機器更新)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

ただいまをもって閉会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

(午前10時9分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

8 番 _____

9 番 _____